【研究募集要項】

予防理学療法の確立を目的とした 大規模臨床研究に対する研究助成の公募について

【公募申請書受付期間】 2018年10月15日(月)~2018年11月30日(金)

●申請書提出締切: 2018 年 11 月 30 日(金) 正午必着

(日本理学療法士協会事務局 事務局秘書広報課研究助成係 宛)

【お問い合わせ先】

担当者:伊藤 (t-ito@japanpt.or,jp)

*電話ではなく、必ずメールにてお問い合わせください

2018 年 10 月 9 日 公益社団法人 日本理学療法士協会

A. 研究助成の背景・目的

急速な少子高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、社会が理学療法士に求める役割は質・量ともに増大している。理学療法士が社会から求められる役割を果たし、そして、社会から信頼される専門職となっていくためには、科学的根拠に基づく理学療法を通して国民の健康寿命の延伸と生活の質の向上に寄与すると共に、障がい者の自立を支援し、社会保障費の適正化に資する政策提言を理学療法士自らが積極的に行っていく必要がある。

しかしながら、政策提言や診療報酬の維持・獲得に資する日本人を対象にした理学療法 の科学的知見は不足しており、現在の理学療法や理学療法士に、国や国民、関連職種を納 得させることのできる客観性と正当性が十分にあるとはいいがたい状況にある。

2025年に日本の公的医療保険制度は大きな転換点を迎える。2025年には、いわゆる団塊の世代(1947~49年生まれ)の全員が75歳以上の「後期高齢者」となり、医療費の高騰から国民皆保険の持続可能性すらも危ぶまれる「2025年問題」がある。現在もすでに医療給付費や介護給付費の高騰が問題視されているが、国民の税負担や保険証負担の増加、自己負担割合の引き上げ、保険対象範囲の縮小などによる給付の引き下げにも限界がある。そのため、医療給付費や介護給付費の削減を通じた社会保障費の抑制が重要課題となっている。

一方、診療報酬と介護報酬は保険医療機関などの収益、すなわち理学療法士の給与にも大きく影響する。医療での診療報酬は2年に一度、介護での介護報酬は3年に一度の改定があり、6年に一度は診療報酬と介護報酬の同時改定が行われることになっている。厚生労働省は2012年、2018年、2024年の診療報酬と介護報酬の同時改定を「ホップ・ステップ・ジャンプ」と表現して、2025年までに医療や介護の現状のあり方、団塊世代が高齢者になってもスムーズな医療や介護が受けられるような体制に変革することを目標としている。言い換えれば、2025年までに日本の医療や介護の体制は確立するといえ、2024年の診療報酬と介護報酬の同時改定で、2025年以降の望ましい医療・介護体制に強く政策誘導されることが予想される。国は発症予防、再発予防、重症化予防を通じて、医療給付費や介護給付費の削減を通じた社会保障費の抑制に力点を移そうとしている。

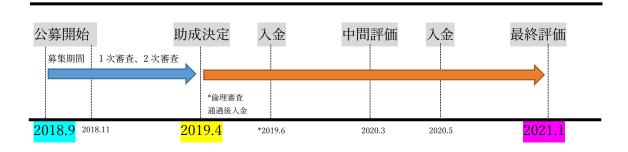
理学療法士は、理学療法の効果を強調し、社会保障費の抑制に資する取組事例や研究結果を積極的に発表しなければならない。国や国民、関連職種を納得させることのできる客観性と正当性を十分に主張できなければ、2025年を乗り切ることは難しい。

このような背景から、本会では<u>科学的根拠に基づく標準化された予防理学療法の確立、</u>ならびに医療経済学的視点から有意義な政策提言を行うための科学的知見の創出を目的とした大規模臨床研究に対して費用を助成することとした。国民を説得するためのビッグデータの活用には、多施設で共有・比較できる「疾患・障害別の理学療法統一評価」の導入が不可欠である。

予防理学療法の確立や政策提言に資する日本人対象の質の高い大規模臨床研究の応募を 期待する。

B. 研究助成 概要

- (1) 助成金額
 - ・2年間で総額1億
 - ・原則として1件2,000~3,000万円。内容によって5,000万円を上限とする。
- (2) 採択する研究課題数
 - ・5件程度(該当なしの場合もありうる)
- (3)研究期間
- 2事業年度(2019年度~2020年度)を原則とする。
- (4) 公募から交付決定、研究報告書作成までのスケジュール (概要)



C. 研究助成 募集要項詳細

(1) 応募者について

下記①~⑤のいずれかに該当し、申請した事業が「日本理学療法士協会 標準理学療法研究 審査執行委員会」における評価の結果、採択された団体・グループあるいは個人とする。公 的・民間の種類に制限はなく、団体・グループあるいは個人の共同提案も可能とする。研究 組織に日本理学療法士協会会員を少なくとも1名は配置すること。

- ①大学法人、または研究開発法人等の研究機関等に所属する複数の研究者からなる研究チ ーム。
- ②地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるもの
- ③都道府県(市町村)理学療法士会
- ④日本理学療法士学会の分科学会/部門
- ⑤十分な研究の実績がある日本理学療法士協会の専門理学療法士

(2)研究組織

・研究代表者:研究計画の立案・運用、研究資金の管理など研究活動に関わる総責任者

研究代表者が研究計画の遂行責任及び補助金の管理・執行責任の全てを負うこととする

・研究分担者:研究代表者と協力しつつ、研究遂行責任を分担して研究活動を行う者 分担金の配分を受けることができる

・研究協力者:研究代表者の研究計画の遂行に協力する者 分担金の配分を受けることができない

(3) 医療経済学の専門家

研究組織の中に、<u>医療経済学の専門家</u>を少なくとも 1 名含めること。医療経済学の専門家は、研究代表者・研究分担者・研究協力者のいずれでも可とする。

【本助成事業における医療経済学の専門家の定義】

医療経済を専門とする大学教員や研究者、または、医療経済学の関連指標を用いた疫学研究や臨床研究に従事していて、医療経済関連指標を用いた査読付き原著論文や著書などの業績のある者

(3)募集する研究テーマ

テーマ1:予防理学療法について

疾患や障害の発生、または、加齢に伴う機能低下を予防し、健康寿命の延伸を図るための 理学療法(士)の役割や理学療法の効果を立証する研究を助成する。

【例】

- ・ 地域在住高齢者の要介護(要支援)状態の新規発生予防や重症化予防に対する理学療法 士による運動介入効果を検証する研究
- ・ 内部疾患や脳血管疾患、運動器疾患等の再発や重症化予防、スポーツ障害予防、加齢に 伴う機能低下予防などについて、理学療法士と他の医療専門職種の介入効果を比較し、 理学療法士の専門性・特殊性を確立するための研究
- ・ 住民主体型の介護予防事業の運営・継続を促す理学療法士の役割・意義を確立するため の研究
- ・ スポーツ愛好者やスポーツ活動を行う障がい者に対する理学療法士の介入の意義や効果を立証するための研究
- ・ AI や ICT などの情報通信技術を活用した理学療法の効果を検証するための研究

・テーマ2:産業理学療法について

勤労者の障害発生を予防し生産性向上を促すための理学療法(士)の役割や介入効果を立証する研究を助成する。

【例】

- ・ 介護福祉分野の就労者の腰痛発生を予防する理学療法(士)の役割や介入効果を立証するための研究
- ・ 理学療法士の介入とロボットを活用した介護技術の併用が、介護福祉分野の就労者と被 介護者に与える影響を検証する研究
- ・ 勤労者の生活習慣病の予防における、理学療法士による運動指導の役割・効果を立証する研究

・テーマ3:急性期リハビリテーション・回復期リハビリテーションについて

急性期・回復期の医療機関における理学療法(士)の役割・効果を立証する研究を助成する。

【例】

- ・ 急性期病院における理学療法が、入院期間の短縮や入院中の死亡率の低下に及ぼす影響 を検証する研究
- ・ 急性期・回復期病院における理学療法士の雇用が病院経営に与える影響を検証する研究
- ・ 急性期・回復期病院における、新人(若手)理学療法士に対する教育モデルを構築する ための研究
- ・ 脳卒中、内部疾患、運動器疾患などの予後を予測、検証できるような大規模臨床研究

(4) 対象経費

対象経費の取り扱いは、研究代表者の所属先が、「C. (1) 応募者について」に示された ①~③と④で異なる。

C. 研究助成 募集要項詳細 (再掲)

(1) 応募者について

- ①大学法人または研究開発法人等の研究機関等に所属する複数の研究者からなる研究チーム
- ②地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるもの
- ③都道府県(市町村)理学療法士会
- ④日本理学療法士学会の分科学会/部門

研究代表者の所属先が、「C. (1) 応募者について」に示された下記の①~③の場合

①大学法人または研究開発法人等の研究機関等に所属する複数の研究者からなる研究チーム ②地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管 理方法等について確認できるもの

1-1) 申請できる研究経費

表1に示す、直接経費(設備物品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費、その他)と間接経費とする。

表1 申請することができる研究経費の内容

| 項目 | | 費用の内容 | | | |
|----|-------|----------------------------------|--|--|--|
| 直 | 設備物品費 | 設備備品の購入、製造又はその据付等に要する経費 | | | |
| 接 | 消耗品費 | 消耗品の購入に要する経費 | | | |
| 経 | 人件費 | 研究事業の実施に必要な者に係る給与、賃金、賞与、保険料、各種 | | | |
| 費 | | 手当等(研究事業を行う研究代表者が所属する組織が、当該組織の給与 | | | |
| | | 規程等に基づき雇用する場合に限る)、労働者派遣業者等への支払いに | | | |
| | | 要する経費 | | | |
| | | ※研究代表者と研究分担者に対するものを除く。 | | | |
| | 謝金 | 知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼に要する経費 | | | |
| | | ※研究代表者と研究分担者に対するものを除く。 | | | |
| | 旅費 | 国内旅費及び外国旅費 | | | |
| | | ※外国旅費については、研究代表者、研究分担者又は研究協力者 | | | |
| | | (法人にあっては、当該研究に従事する者であって研究代表 | | | |
| | | 者、研究分担者又は研究協力者に準ずる者)が1行程につき最 | | | |
| | | 長1週間の期間とする。 | | | |
| | | 長1週間の期間とする。 | | | |

| | その他 | 同表の設備物品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費以外の必要経費 |
|------|-----|------------------------------------|
| | | 例) |
| | | 印刷代、製本代、複写費、現像・焼付費、会場借料、会議費(茶菓子弁 |
| | | 当代(アルコール類を除く))、通信費(郵便料及び電話料等)、運搬費、 |
| | | 光熱水料 (電気料、ガス料及び水道料等)、機械器具等の借料及び損料、 |
| | | 研究実施場所借り上げ費(研究機関等の施設において研究事業の遂行 |
| | | が困難な場合に限る)、学会参加費、保険料、振込手数料、旅費以外の |
| | | 交通費、実験廃棄物処理費、(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA) |
| | | に対する薬事相談費用(研究終了後の製品化等に関する相談費用は除 |
| | | く。)、業務請負費(試験、解析、検査、通訳及び翻訳等)、委託費(研 |
| | | 究事業の一部を他の機関に委託するための経費)並びにその他研究事 |
| | | 業の実施に必要な経費 |
| 間接経費 | | 補助金を効果的・効率的に活用できるよう、研究の実施に伴い所属組織 |
| | | において必要となる管理等に係る経費のことである。間接経費は、直接 |
| | | 経費の額を問わず、直接経費の総額の30%を上限とする。 |

2) 直接経費(設備物品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費、その他)として申請できない 経費について

次のような経費は申請することはできない。

- ・建物等施設に関する経費
 - ※補助金により購入した設備備品等の物品を導入することにより必要となる据え付け費 及び調整費を除く
- ・研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- ・研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ※被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険(当該研究計画に位置付けられたものに限る。)の保険料を除く
- ・その他この補助金による研究に関連性のない経費 例)会議後の懇親会の経費,回数券及びプリペイドカード等(謝品としての購入を除く)
- 3) 人件費・謝金について
- ・人件費と謝金の算出方法 研究代表者が所属する研究機関等の給与規定・謝金規程等に準ずること
- ・研究協力者等を雇用するための経費

研究代表者及び研究分担者以外の者で、研究協力者や研究実施のために特別に雇用する研究者(研究代表者の研究計画の遂行に必要な研究協力、実験補助、集計、資料整理又は経理

事務等を行う者)の雇用に要する給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等(研究機関が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る) 及び、労働者派遣業者等への支払いに要する経費については、補助金から支出することができる。なお、研究代表者が雇用するのではなく、研究機関として雇用すること。また、雇用にあたっては、給与の二重払いが発生したり、研究代表者や研究分担者に誤って支払ったりすることのないよう研究機関内で十分な確認を行う。

4-1) 旅費: 外国旅費について

研究代表者が、当該研究上必要な情報交換、現地調査、専門家会議等へ参加する場合に、 1 行程につき最長 1 週間の期間に限り、補助対象とする。

旅費を算出する際は、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運 賃を原則とし、研究代表者が所属する研究機関等の旅費規程等に準ずること。

4-2) 旅費:国内学会及び国際学会参加旅費について

研究代表者が、当該研究の推進に資する情報収集、意見交換又は研究成果の発表等を行う 場合に限り、補助対象とする。

旅費を算出する際は、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運 賃を原則とし、研究代表者が所属する研究機関等の旅費規程等に準ずること。

5) その他の費目に使用できる経費

・研究実施場所を借り上げるための経費 研究機関の施設において研究を行うことができない場合(賃借料、敷金等)や研究機関内 でのスペースチャージなどにも使用できる。

・研究で使用する設備等の修理費

研究課題の遂行のために必要であれば、本研究費以外の経費で購入した設備の修理にも 使用できる。

- ・研究の実施に直接使用した設備、装置等に要した光熱水費 本研究助成の研究課題の遂行のために直接必要な設備、装置などに専用のメーターが装 備されているなど算出根拠が明確な場合に限る。
- ・シンポジウムなどを開催するときの食事費用 アルコール飲料類には使用できない。
- ・研究成果発表のための学会誌投稿料(オープンアクセスに係る掲載料含む)、ホームペー

ジ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動などのアウトリーチ活動

・休日開催や宿泊を要する学会・研究集会等への参加に際し、(日常的に必要な託児料以外で)、臨時的に必要となる託児料(夜間保育・休日保育等に係る費用)

休日における学会参加等の臨時的な場合と異なり、日常的に必要となる託児料については、社会通念上、給与や児童手当等により支弁することが適当と考えられる。そのため、託児費用への支出に当たっては、そうした点に留意の上、研究遂行上の必要性について、研究責任者または研究分担者が説明責任を果たせるよう、適切に対応することが求められる。

6) 間接経費について

間接経費は、次のものに使用することができる。

- 人件費・謝金
 - (研究代表者・研究分担者の人件費として使うことは禁止されていない。)
- ・ 設備の共用のための技術職員の配置、共用施設の整備
- ・ 施設費 (整備費、管理費など)
- ・ 設備費 (購入費、運用経費など)
- ・ 図書館費 (施設整備費、維持、管理のための経費)
- ・ 共用して使用するコピー・プリンタなどの消耗品費
- ・ 研究の広報活動費
- ・ 特許出願費用、弁理士費用、審査請求費用など

7)機械器具等について

価格が50万円未満の機械器具等については、賃借が可能な場合は原則として賃借費用を 補助対象とする。ただし、賃借が不可能な場合、又は購入した場合と研究期間内に賃借した 場合とを比較して、購入した場合の方が安価な場合等は、購入経費を補助対象するとして差 し支えない。

なお、助成金で購入した高額な物品(50万円以上)の機械器具等については、研究代表 者等に購入物品を譲渡する。

8) その他

審査委員の判断で、申請された項目を助成対象から外す場合がある。不明な点は事前にご確認、相談すること。

研究代表者の所属先が、「C. (1) 応募者について」に示された下記の④の場合

③都道府県/市町村理学療法士会、または、日本理学療法士学会の分科学会/部門

1-1) 申請できる研究経費

表1に示す、直接経費(設備物品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費、その他) 表1申請することができる研究経費の内容

| 項目 | | 費用の内容 |
|----|-------|---|
| 直 | 設備物品費 | 設備備品の購入、製造又はその据付等に要する経費 |
| 接 | 消耗品費 | 消耗品の購入に要する経費 |
| 経 | 人件費 | 研究事業の実施に必要な者に係る給与、賃金、賞与、保険料、各種 |
| 費 | | 手当等 (研究事業を行う研究代表者が所属する組織が、当該組織の給与 |
| | | 規程等に基づき雇用する場合に限る)、労働者派遣業者等への支払いに |
| | | 要する経費 |
| | | ※研究代表者と研究分担者に対するものを除く。 |
| | | ※人件費の金額は日本理学療法士協会の規程に準ずる。 |
| | 謝金 | 知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼に要する経費 |
| | | ※研究代表者と研究分担者に対するものを除く。 |
| | | ※謝金の金額は日本理学療法士協会の規程に準ずる。 |
| | 旅費 | 国内旅費及び外国旅費 |
| | | ※外国旅費については、研究代表者、研究分担者又は研究協力者 |
| | | (法人にあっては、当該研究に従事する者であって研究代表 |
| | | 者、研究分担者又は研究協力者に準ずる者)が1行程につき最 |
| | | 長1週間の期間とする。 |
| | | ※旅費の金額は日本理学療法士協会の規程に準ずる。 |
| | その他 | 同表の設備物品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費以外の必要経費 |
| | | 例) |
| | | 印刷代、製本代、複写費、現像・焼付費、会場借料、会議費(茶菓子弁 |
| | | 当代(アルコール類を除く))、通信費(郵便料及び電話料等)、運搬費、 |
| | | 光熱水料(電気料、ガス料及び水道料等)、機械器具等の借料及び損料、 |
| | | 研究実施場所借り上げ費(研究機関等の施設において研究事業の遂行 |
| | | が困難な場合に限る)、学会参加費、保険料、振込手数料、旅費以外の |
| | | 交通費、実験廃棄物処理費、(独) 医薬品医療機器総合機構 (PMDA) |
| | | に対する薬事相談費用(研究終了後の製品化等に関する相談費用は除 |
| | | く。)、業務請負費(試験、解析、検査、通訳及び翻訳等)、委託費(研 |
| | | 究事業の一部を他の機関に委託するための経費)並びにその他研究事 |
| | | 業の実施に必要な経費 |
| | | ※その他に含まれる内容の金額は日本理学療法士協会の規程に準ずる。 |

²⁾ 直接経費(設備物品費、消耗品費、人件費、謝金、旅費、その他)として申請できない

経費について

次のような経費は申請することはできない。

- ・建物等施設に関する経費
 - ※補助金により購入した設備備品等の物品を導入することにより必要となる据え付け費 及び調整費を除く。
- ・研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- ・研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ※被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険(当該研究計画に位置付けられたものに限る。)の保険料を除く。
- ・その他この補助金による研究に関連性のない経費 例)会議後の懇親会の経費,回数券及びプリペイドカード等(謝品としての購入を除く)

3) 人件費・謝金について

・人件費と謝金の算出方法日本理学療法士協会の規程に準ずる。

・研究協力者等を雇用するための経費

研究代表者及び研究分担者以外の者で、研究協力者や研究実施のために特別に雇用する研究者(研究代表者の研究計画の遂行に必要な研究協力、実験補助、集計、資料整理又は経理事務等を行う者)の雇用に要する給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等(研究機関が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。) 及び労働者派遣業者等への支払いに要する経費については、補助金から支出することができる。なお、研究代表者が雇用するのではなく、研究機関として雇用すること。また、雇用にあたっては、給与の二重払いが発生したり、研究代表者や研究分担者に誤って支払ったりすることのないよう研究機関内で十分な確認を行うこと。

4-1) 旅費:外国旅費について

研究代表者が、当該研究上必要な情報交換、現地調査、専門家会議等へ参加する場合に、 1 行程につき最長 1 週間の期間に限り、補助対象とする。

旅費を算出する際は、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運 賃を原則とし、日本理学療法士協会の規程に準ずる。

4-2) 旅費:国内学会及び国際学会参加旅費について

研究代表者が、当該研究の推進に資する情報収集、意見交換又は研究成果の発表等を行う 場合に限り、補助対象とする。

旅費を算出する際は、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運

賃を原則とし、日本理学療法士協会の規程に準ずる。

- 5) その他の費目に使用できる経費
- ・研究実施場所を借り上げるための経費 研究機関の施設において研究を行うことができない場合(賃借料、敷金等)や研究機関内 でのスペースチャージなどにも使用できる。
- ・研究で使用する設備等の修理費 研究課題の遂行のために必要であれば、本研究費以外の経費で購入した設備の修理にも 使用できる。
- ・研究の実施に直接使用した設備、装置等に要した光熱水費 本研究助成の研究課題の遂行のために直接必要な設備、装置などに専用のメーターが装 備されているなど算出根拠が明確な場合に限る。
- ・シンポジウムなどを開催するときの食事費用 アルコール飲料類には使用できない。
- ・研究成果発表のための学会誌投稿料(オープンアクセスに係る掲載料含む)、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動などのアウトリーチ活動
- ・休日開催や宿泊を要する学会・研究集会等への参加に際し、(日常的に必要な託児料以外で)、臨時的に必要となる託児料(夜間保育・休日保育等に係る費用)

休日における学会参加等の臨時的な場合と異なり、日常的に必要となる託児料については、社会通念上、給与や児童手当等により支弁することが適当と考えられる。そのため、託児費用への支出に当たっては、そうした点に留意の上、研究遂行上の必要性について、研究責任者または研究分担者が説明責任を果たせるよう、適切に対応することが求められる。

6) いわゆる間接経費について いわゆる間接経費は申請できない。

7)機械器具等について

価格が50万円未満の機械器具等については、賃借が可能な場合は原則として賃借費用を 補助対象とする。ただし、賃借が不可能な場合、又は購入した場合と研究期間内に賃借した 場合とを比較して、購入した場合の方が安価な場合等は、購入経費を補助対象として差し支 えない。

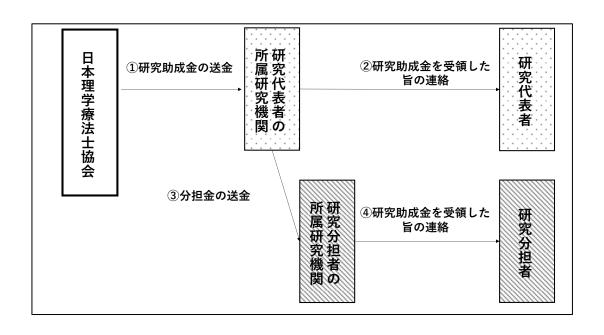
なお、助成金で購入した高額な物品(50万円以上)の取り扱いについては、研究終了後に日本理学療法士協会に返却する、または、減価償却期間を設定しその期間は「貸与」という形式をとり、期間終了後に譲渡する。

8) その他

審査委員の判断で、申請された項目を助成対象から外す場合があります。不明な点は事前 にご相談ください。

(5)研究助成金と分担金の取り扱いについて

- ・研究代表者が、異なる研究機関に所属する研究分担者に分担金を配分する場合には、研究 代表者の所属する研究機関は速やかに分担金を送金できるように、研究助成金を受領前か ら当該研究分担者の所属する研究機関と分担金の送金手続等の連絡調整を開始して差し支 えない。また、分担金を送金する場合には、直接経費と間接経費の内訳等を研究分担者の所 属する研究機関に伝達すること。
- ・研究代表者が、異なる研究機関に所属する研究分担者に分担金を配分する場合には、研究機関は、研究助成金を受領後速やかに、当該研究分担者の所属研究機関に分担金を送金する こと。



(6) 助成金の扱いについての留意事項

- ・ 金銭の管理は所属機関で行うこと。
 - 一研究者代表者の所属機関が日本理学療法士協会の外部組織である場合の留意点:

- ・所属施設の会計管理上、間接管理経費がかかる場合には予算時に計上すること。
- ・領収書の宛名は、所属研究機関名を記載する。
- 一研究者代表者の所属機関が日本理学療法士協会の内部組織である場合の留意点:
 - ・領収書の宛名は、「日本理学療法士協会」を記載する。
- ・ 助成研究として承認された予算に係わる執行に限ること。
- ・ 予算は、募集要項に記載されている研究期間内に執行すること。消耗品等の購入につき ましては、研究期間内に発注及び納入を済ませること。
- ・ 決算報告にあたっては、報告書の提出期日までに報告書、収支決算書及びすべての証憑 書類(領収書等コピー)を提出する。
- ・ 審査の際に具体的な項目として理解できないものは不採用になる場合がある。
- ・ 余剰金は返却する。

D. 申請手続き

(1)申請方法

以下の3種類の書類に必要事項を記入の上、下記の(3)提出先に示された住所と e-mail アドレスまで、郵送と電子メールを用いて提出すること。

【様式 A】研究助成申請書

【様式 B】研究計画申請書

【様式 C】研究予算計画

(2)提出部数

【様式 A】研究助成申請書・・・・・2 部

【様式 B】研究計画申請書・・・・・2 部

【様式 C】研究予算計画・・・・・ 2 部

(3)提出先

• 郵送

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-8-5

日本理学療法協会 事務局 秘書広報課 研究助成担当者 宛

(<u>封</u>筒の表に「理学療法にかかわる大規模調査研究に対する研究助成 申請書在中」と朱 書きすること)

・電子メール 担当 伊藤 (t-ito@japanpt.or.jp)

(4) 申請期限

郵送、電子メールいずれも、2018年11月30日(金曜) 正午必着 (配達記録、小包、簡易書留等、配達が証明できる方法によること。申請期限を超えた場合は受理しない。)

(5) 留意事項

- ・申請書に重大な誤りや虚偽の記載があった場合、または、記入要領に従っていない場合、選定対象外とする。選定後に判明した場合は、選定が取り消される場合もありえる。
- ・提出後の申請書等の差し替えや訂正は認めない。

E. 選定手続き

(1) 選定方法

日本理学療法士協会が指定する「大規模調査 助成研究審査委員会」(以下、審査委員会)が、研究の目的、内容、予算などを総合的に判断し選定を行う。

(2) 選定スケジュール

2019年4月中旬(予定) 選定結果の通知

補助金交付事務手続き開始

2019年6月(予定) 研究助成金の交付開始(研究事業開始)

(3) 選定後の手続き

選定された後であっても、本研究助成事業の趣旨・目的に添っていない取組は本補助金の対象外とする。

F. 各種報告・申請について

(1)中間報告書

研究の進捗状況を審査委員会が把握するため、中間報告書の提出を求める。中間報告書の提出時期は、【様式 B】「研究計画書」に応募者が記した「研究準備」が終了し、かつ、「研究データ収集」を開始する前の時期とする。

(2) 最終報告書

当該研究が終了した後、研究成果について最終報告書の提出を求める。最終報告書の提出時期は、原則的に、2021年1月末(予定)とする。

最終報告書には、サマリーを付ける

(3) 研究内容変更の事前申請について

各費目の額について、交付決定された直接経費の総額(※)の50%(ただし、直接経費の総額(※)の50%の額が300万円以下の場合は、300万円)を超える額の変更を行う場合、事前に審査委員会に変更内容を報告し、承認を得ること。承認を得ずに変更を行った場合、助成金の交付中止、または、助成金の返還を求めること場合がある。

G. 入金手続きについて

助成金は、下記の2回に分けて指定された口座に入金する。

- ①研究助成開始時(2019年6月 予定)
- ②審査委員会が中間報告書を承認した後

注意点

・中間報告書を審査委員会が審査し、研究計画書と中間報告書の内容が大きく異なる場合、②の入金を行わない場合がある。

H. 公表等

- ・研究が採択された際には「研究テーマ・概要」「助成金額」「申請者名」「所属団体(機関名)・役職名」を日本理学療法士協会のホームページで公表する。
- ・本研究助成に基づく報告書は、日本理学療法士協会の HP で公表する。
- ・研究事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行う場合は、日本理学療法士協会の補助金による事業の成果である旨を明らかにすること。
- ・本研究助成に基づく研究成果の取り扱いについて
 - 一研究者代表者の所属機関が日本理学療法士協会の外部組織である場合: 研究成果は、研究代表者等に帰属する。
 - 一研究者の所属機関が日本理学療法士協会の内部組織である場合: 研究成果は、日本理学療法士協会に帰属する。